

## EPA（経済連携協定）を利用するメリットをご存知ですか？

EPAを使うと、輸出入の際に、通常よりも低い関税率（EPA税率）を適用できます。

### ▼EPA税率の一例

輸出国	商品例	通常の税率	EPA税率
メキシコ	釣り用リール	15%	0%
	サングラス	15%	0%
	シートベルト	10%	0%
タイ	子供用自転車	30%	0%
	漁網	10%	0%
	コンベア用ベルト	10%	0%

### ▼簡単に関税を計算すると

EPAを利用して日本からタイに子供用自転車 100 台（1台 10,000 円）を輸出します。

EPAを利用しない場合

100（台）× 10,000（円）× 関税率 30% = 30 万円

EPAを利用した場合

100（台）× 10,000（円）× 0% = 0 万円

→ EPAを利用すると、30万円の関税が免除されます！



## EPA（経済連携協定） 特恵税率の適用を受けるためには・・・

特定原産地証明書が必要です。日本商工会議所が指定発給機関として、特定原産地証明書を発給しています。

▼下記の国との貿易では通常よりも低い関税率（EPA税率）を適用できます。



### 👉 特定原産地証明の発給に関するお問合せ

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当  
TEL 03-3283-7850

詳細は日本商工会議所ホームページの国際関連情報をご覧ください。

## その商品に、原産地証明書は必要ではありませんか？

貿易取引において、輸入通関時、または契約書、信用状の指示で原産地証明書が必要とされる場合があります。商工会議所では、貿易関係証明（原産地証明・サイン証明・インボイス証明等）を発給しています。

### 証明発給までの流れ

#### 1 当所に申請者登録をする

【必要書類】

- 誓約書・申請者業態内容届・申請者署名届（用紙は、事務局でお渡しします。）
  - 〈法人の場合〉登記簿謄本  
〈個人の場合〉住民票 印鑑証明書
- ※ 上記以外にも、条件によっては他の書類が必要な場合があります。

登録は2年毎に更新が必要です。登録料、更新料は無料です。

#### 2 証明の発給申請をする

#### 3 当所にて審査後証明を発給します

### ■当所で発給できる各種証明

原産地証明	原産地とは貿易取引される商品の国籍のことです。原産地証明書は「貿易取引される商品の国籍を証明する書類」です。
インボイス証明	各種インボイスや船積関連書類などが、正規に作成され、当所に提示されたという事実を証明します。
サイン証明	書類上のサインが当所に登録されているものと同一であると証明することで、その書類が正規に作成されたものであると間接的に証明します。
商工会議所会員証明	「商工会議所の会員である」ことを証明します。
営業証明	営業開始年月日、および、現在の営業種目を証明するものです。
日本法人証明	「日本に登記された法人である」ことを証明します。

### ■証明発給料金

	当所会員価格	一般価格
1件	1,000円（税込み）	1件 2,000円（税込み）

👉 各種貿易証明に関するお問合せ 当所 業務課 TEL: 058-264-2133